

# 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 会計検査院法の一部改正

### 一 不当事項への対処に関する検査

- 1 会計検査院は、不当事項の是正、不当事項に係る不正な行為をした者の責任の追及その他の不当事項への対処に関し、その状況の検査を行うものとすること。
- 2 1 の検査を受けるものは、会計検査院規則で定めるところにより、次に掲げる事項を会計検査院に報告しなければならないものとすること。
  - ① 不当事項を是正するための措置の内容及び不当事項の是正に関する状況
  - ② 懲戒の処分その他の不当事項に係る不正な行為をした者の責任を追及するための措置の内容及びその実施に関する状況
  - ③ その他 1 の検査を行うために必要があるものとして会計検査院規則で定める事項
- 3 会計検査院は、1 の検査の結果を検査報告に掲記しなければならないものとすること。  
(会計検査院法第二十九条第四号の二、第三十条の四及び第三十条の五関係)

## 二 意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査

- 1 会計検査院法第三十四条第一項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査についても、一と同様の仕組みに整備するものとすること。

(会計検査院法第二十九条第七号並びに第三十四条第二項及び第三項関係)

- 2 会計検査院法第三十六条第一項の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項への対処に関する検査についても、一と同様の仕組みに整備するものとすること。

(会計検査院法第二十九条第八号並びに第三十六条第二項及び第三項関係)

## 第二 予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正

### 一 会計検査院による予算執行職員に係る懲戒処分要求制度の強化

- 1 懲戒処分要求の義務化

現行法上会計検査院が予算執行職員の任命権者に対し当該予算執行職員の懲戒処分を要求することができることとされている場合の一部について、懲戒処分の要求を会計検査院の義務とするものとすること。

(1) 会計検査院は、予算執行職員が、故意又は重大な過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、懲戒処分を要求しなければならないものとすること。ただし、既に懲戒処分がされている場合等は、この限りでないものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第一項関係)

(2) 会計検査院は、予算執行職員が、故意若しくは重大な過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたと認めるとき ((1)により懲戒処分を要求しなければならない場合を除く。) 又は過失(重大な過失を除く。)によりその義務に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、現行法と同様、懲戒処分を要求することができるものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第二項関係)

## 2 懲戒処分要求をした場合の通知

会計検査院は、1 (1)又は(2)により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院及び国家公務員倫理審査会に通知しなければならないものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第三項関係)

### 3 懲戒処分要求を受けた任命権者の調査及び通知義務

任命権者は、1(1)又は(2)により会計検査院から懲戒処分の要求を受けたときは、当該予算執行職員に対しその懲戒処分をすることが適當かどうかを直ちに調査し、その結果及び懲戒処分をすることが適當でないと認める場合におけるその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならないものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第四項関係)

### 4 人事院からの事前意見聴取義務

任命権者は、3の調査の結果、当該予算執行職員に対し懲戒処分をしようとするときは、国家公務員倫理審査会の承認を得なければならない場合を除き、あらかじめ、人事院の意見を聽かなければならぬものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第五項関係)

### 5 懲戒処分要求に係る予算執行職員に対する懲戒処分に関する通知

任命権者は、1(1)又は(2)による懲戒処分の要求に係る予算執行職員に対し懲戒処分をしたときはその旨並びにその種類及び内容を、当該予算執行職員に対し懲戒処分をしなかったときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならないものとすること。ただし、3により懲戒

処分をすることが適当でない旨を通知した場合は、この限りでないものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条第六項関係)

## 二 懲戒処分要求前に懲戒処分を行う場合の手続

任命権者は、予算執行職員が故意若しくは重大な過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたと認める場合又は過失（重大な過失を除く。）によりその義務に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認める場合において、一の1(1)又は(2)による懲戒処分の要求を受ける前に当該予算執行職員に対し懲戒処分をしようとするときは、その旨及び当該予算執行職員がしたと認める当該支出等の行為の内容を会計検査院に通知するとともに、国家公務員倫理審査会の承認を得なければならぬ場合を除き、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならないものとすること。

(予算執行職員等の責任に関する法律第六条の二関係)

## 第三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

- 2 第一及び第二の改正に伴う所要の経過措置を設けるものとすること。 (附則第二条及び第三条関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとすること。